

2024年8月吉日

お得意様各位

オンガネジャパン株式会社

有機フッ素化合物（PFAS）に関するお知らせ

平素は弊社製品をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

昨今、有機フッ素化合物（PFAS ピーファス）による汚染が一部地域の水道水などで報道されています。また、ミネラルウォーターにつきましても、国の定める水道法の暫定目標値を超える濃度が検出されたとの報道があり、某週刊誌におきまして2週にわたりミネラルウォーターの「PFAS ピーファス」に関する特集がなされました。

弊社と致しましても、これらの状況を踏まえ改めて「PFAS ピーファス」の検査を実施しましたので、その結果についてご報告申し上げます。

1、検査結果

- ・検査した製品：「シリカシリカ 500ml」
- ・試験検査項目：PFOS[®]ペルフルオロオクタンスルホン酸及びPFOA[®]ペルフルオロオクタン酸
 - *PFASは1万種を超える物質がありますがその中でも難分解性、蓄積性、毒性が懸念されていますのが、PFOSとPFOAです。
- ・検査結果：0.000005 mg/L（5 ng/L）未満でした

2、結果について

- ・国の定める暫定目標値が、50ng/Lですので、検査結果は10分の1未満であり測定限界以下（N.D）でした。今後も定期的にPFASの検査を実施いたします。
- *厚生労働省では、水質管理目標値として、暫定目標50ng/Lとしていますが、現時点では、臨床的な意義が明らかになっていないともしています。

2、今後について

食品衛生法などの法に基づいた製造はもとより、PFAS等安全性が懸念される物質についても海外や厚生労働省の情報を集積し、お客様に常に安全・安心な製品をお届けするよう努めて参ります。

参考資料 有機フッ素化合物（PFAS ピーファス）について

有機フッ素化合物のうちの PFOS、PFOA 等については、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われ、健康等への影響も含め安全性について検討がされています。

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。PFASには撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等の幅広い用途で使用されています。

PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）は、幅広い用途で使用されてきましたが、現在では、国内での**使用・製造が原則禁止**されています。

国は水質管理目標設定項目に位置付け、科学的知見に基づき安全側に立つという考え方から、**PFOS・PFOAの合算値で50ng/L以下とする暫定目標値**を定めました。

しかしながら、国の専門家会議は、「現時点での知見では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかとなっていない。このため、血中濃度に関する基準を定めることも、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難である。」としています。

また、PFOS・PFOAは既に製造・輸入等が禁止されており、PFOS・PFOAを使用した製品が新たに流通することはございません。

フライパンや撥水スプレー等の身の回りの製品には、フッ素コートされたものやフッ素系撥水剤を用いたものがありますが、これらに用いられる**フッ素樹脂はPFOS・PFOAとは別の物質**です。かつてはフッ素コート剤の製造過程でPFOAが使用されていましたが、日本国内でPFOAの使用等が禁止される（2021年）前の2013年末に、企業の自主的な取組としてこのような使用は全廃されています。

PFOS、PFOAに関するQ&A集（環境省、R5年7月）参照

